

⑦高齢者虐待防止及び身体拘束等について

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく調査結果（2025年12月25日発表）の概要は以下のとおりです。

1. 全国調査の結果（令和6年度分）

○ 養介護施設従事者等（施設職員）による虐待：

（相談件数・通報件数）

- ・ 通報件数：3,633件（前年度比5.6%増・過去最多）
- ・ 虐待判断件数：1,220件（前年度比8.6%増・過去最多）

（虐待が起きる要因）※複数回答

- ・ 第1位：知識・意識の不足（75.9%）
- ・ 第2位：倫理観・理念の欠如（64.3%）
- ・ 第3位：ストレス・感情コントロール（62.5%）

○ 養護者（家族・親族等）による虐待：

（相談件数・通報件数）

- ・ 相談・通報件数：41,814件（前年度比3.5%増・過去最多）
- ・ 虐待判断件数：1,220件（前年度比0.2%増・横ばい）

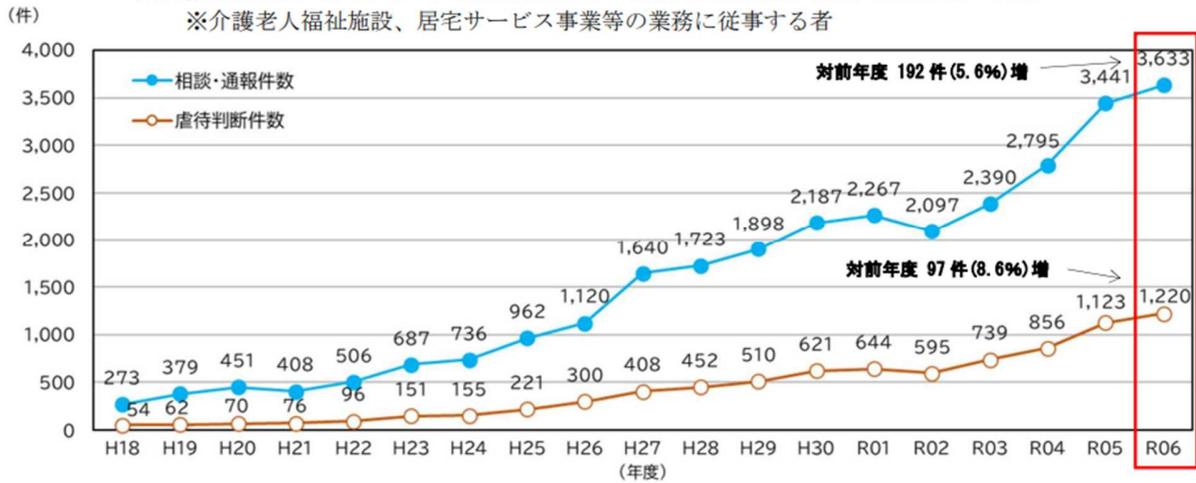
（虐待が起きる要因）※複数回答

- ・ 第1位：被虐待者の認知症症状（58.1%）
- ・ 第2位：虐待者の介護疲れ・介護ストレス（57.2%）

【調査結果（概要）】

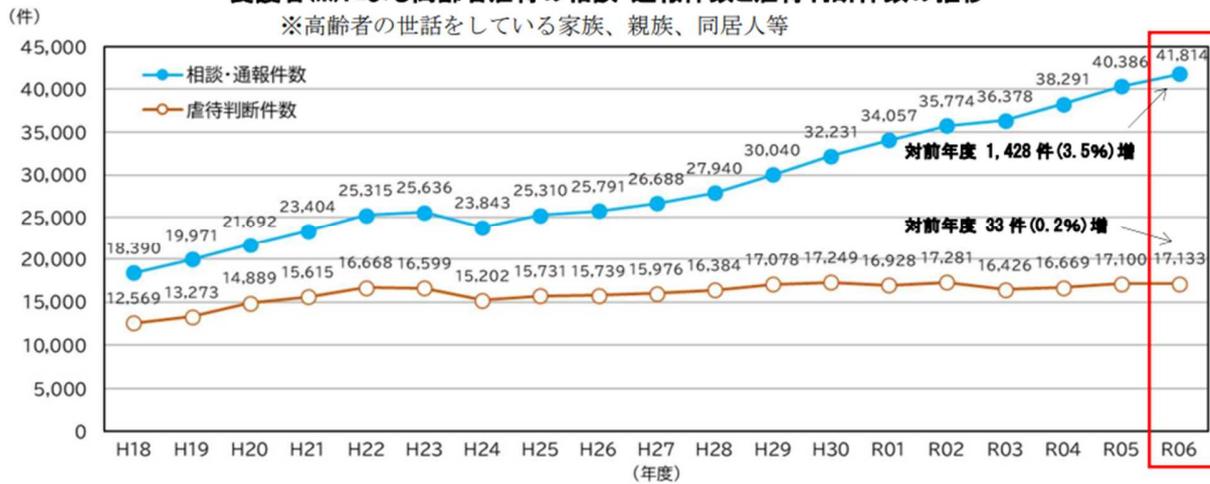
養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

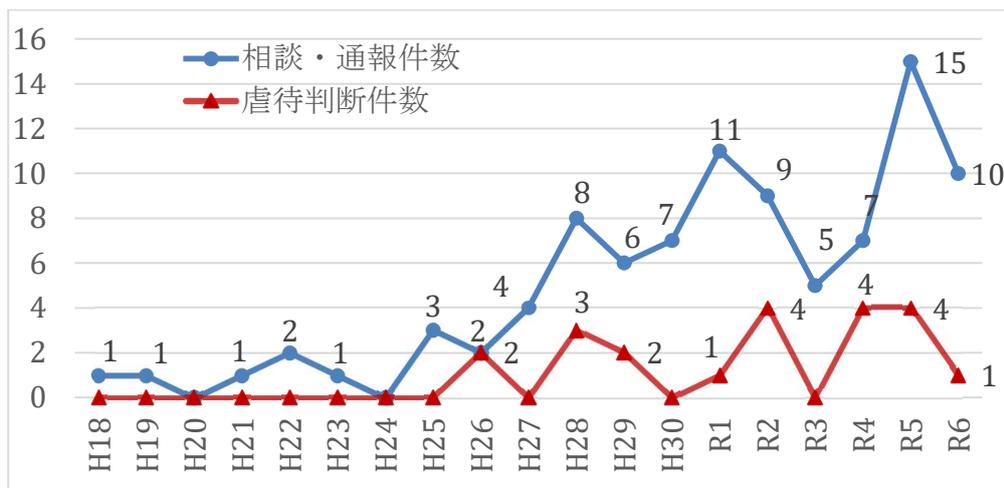


2. 県内調査の結果（令和6年度分）

○ 養介護施設従事者等（施設職員）による虐待：

（相談件数・通報件数）

- ・ 相談・通報件数：10件（前年度比33.3%減）
- ・ 虐待判断件数：1件（前年度比75.0%減）

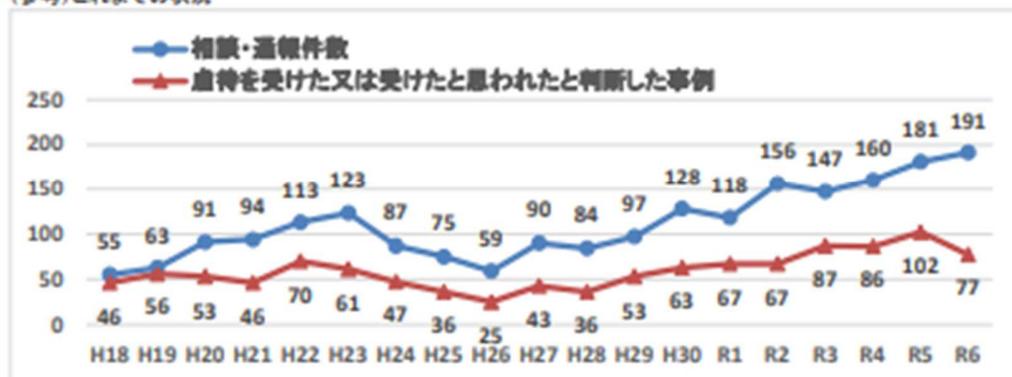


○ 養護者（家族・親族等）による虐待：

（相談件数・通報件数）

- ・ 相談・通報件数：191件（前年度比5.5%増・過去最多）
- ・ 虐待判断件数：77件（前年度比24.5%減）

（参考）これまでの状況



3. 全国調査結果からみる虐待の傾向（まとめ）

○ 養介護施設従事者等による虐待（施設内虐待）

施設職員等による虐待は、相談・判断件数ともに4年連続で過去最多を更新しています。

項目	内容・結果	備考
相談・通報件数	3,633 件（前年度比 5.6%増）	過去最多、4年連続増
虐待判断件数	1,220 件（前年度比 8.6%増）	過去最多、4年連続増
主な相談・通報者	1位：当該施設職員（27.4%） 2位：当該施設管理者等（18.2%） 3位：家族・親族（14.6%）	内部通報が約45%を占める
虐待の種別	1位：身体的虐待（51.1%） 2位：心理的虐待（27.7%） 3位：介護等放棄（25.7%）	経済的、性的虐待も存在
主な発生要因	1位：知識・意識不足（75.9%） 2位：倫理観・理念の欠如（64.3%） 3位：ストレス・感情コントロール（62.5%）	複数回答
施設種別	1位：特養（28.9%） 2位：有料老人ホーム等（28.4%） 3位：グループホーム（14.8%）	有料・特養で約6割
死亡事例	5 件（5 人）	-

○養護者による虐待（家庭内虐待）

家族等による虐待は、相談件数が**12年連続で増加**しており、警察からの通報が最多となっているのが特徴です。

項目	内容・結果	備考
相談・通報件数	41,814 件（前年度比 3.5%増）	12年連続増加
虐待判断件数	17,133 件（前年度比 0.2%増）	横ばい傾向
主な相談・通報者	1位：警察（35.6%） 2位：介護支援専門員（24.4%） 3位：家族・親族（7.1%）	警察ルートが最多
虐待の種別	1位：身体的虐待（64.1%） 2位：心理的虐待（37.2%） 3位：介護等放棄（19.7%）	身体的虐待が6割超
虐待者の続柄	1位：息子（38.9%） 2位：夫（23.0%） 3位：娘（19.3%）	—
主な発生要因	被虐待者側：認知症の症状（58.1%） 虐待者側：介護疲れ・ストレス（57.2%）	ケア側の限界が顕著
死亡事例	26 件（26 人）	—

《参考》虐待防止・権利擁護セルフチェックリスト（案）

職員自身のケアが「不適切なケア」に陥っていないか振り返るためのシートです。

カテゴリ	チェック項目	自己評価 (○/△/×)
知識・意識	高齢者虐待の定義（身体、心理、ネグレクト等）を正しく理解しているか？	
	「これくらいなら大丈夫」という自分勝手な基準で判断していないか？	
ケアの技術	利用者のペースに合わせず、こちらの都合で急かした介助をしていないか？	
	「ちょっと待ってて」と言って、長時間放置（スピーチロック）していないか？	
感情制御	利用者の言動にイラッとした際、一旦その場を離れる等の工夫ができていないか？	
	自分のプライベートのストレスを職場に持ち込んでいないか？	
組織の風通し	同僚の気になる言動（強い口調など）があった時、指摘や相談ができるか？	
	事故やヒヤリハットを隠さず、報告・共有する習慣があるか？	

《参考》身体的拘束の「例外3原則」緊急やむをえない場合の3条件（案）



① 切迫性 (いま、危ないか?)

- 利用者本人または他の利用者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (例: 激しい自傷行為、他害行為の恐れがある。)

② 非代替性 (ほかに手はないか?)

- 身体的拘束以外に、他に介護技術や環境調整などで代替できる方法がないこと。
- (例: 見守り、センサー利用、声掛けなど、あらゆる手段を検討したか。)

③ 一時性 (ずっとやらないか?)

- 身体的拘束が、状態が改善するまでの最短時間・最短期間であること。
- (例: 危険が去ったらすぐに解除する。漫然と継続しない。)

【運営・指針の参考資料】

委員会の運営、指針の策定、研修の実施にあたっては、以下の資料を参照してください。

- ・手引き：「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>

- ・指針：「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shouga_ishahukushi/gyakutaiboushi/index_00003.html

- ・体制整備：認知症介護研究・研修仙台センター

「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>

- ・その他：厚生労働省ホームページ「高齢者虐待防止」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

：徳島県ホームページ「養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/koreishafukushi/5033604/>